

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成22年10月29日(金) 9:33~10:28 (55分)

(開催場所)

小樽開発建設部1階第3会議室

(出席者)

当局側(小樽開発建設部)

小町谷信彦(小樽開発建設部長)、吉田竹司(小樽開発建設部次長)、
横田康弘(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合小樽支部)

橋本明(執行委員長)、寺岡文明(副執行委員長)、熊倉輝人(書記長)、
村田定寛(執行委員)

(議題)

- 1 当部における庁舎の改善について
- 2 当部におけるカウンセリングの着実な実施及び復職支援について
- 3 当部における障害者雇用の促進に必要な職場環境の整備について

(挨拶)

○ 全北海道開発局労働組合小樽支部執行委員長から

- ・ 本要求書は、重要且つ緊急的課題も含めて、組合員にとって大切、重要なものとなっている。使用者側である当局もしっかりと受け止めて回答いただきたい。
- ・ 3月に新たな交渉の枠組みの考え方が本部本局間で確認された以降、今日まで予備交渉が繰り返されたにも関わらず、部長交渉が半年余に渡る期間、出来なかったこと、内容が真摯に議論されたにも関わらず、そういった事態になったことは極めて残念である。今後、こういったことのないよう進めていただきたい。
- ・ 今後、新たな交渉の枠組みの考え方に則って、それぞれの労使の立場を尊重し合える、より良い関係を築いていきたい。今後とも互いに、真剣に真摯に議論していきたい。

○ 小樽開発建設部長から

- ・ 新たな交渉の枠組みの考え方が合意されて以降、初めての交渉となるが、この間、労使双方がお互いに苦労してここまでたどり着いたところであり、新たな交渉の枠組みを取り決めるに至った経緯を十分踏まえ、この新たなルールに則った健全な労使関係の構築に努めていく所存である。
- ・ 当部としては、職員とコミュニケーションをとりながら、良好な職場環境の構築に努めているが、職員の健康管理が重要であると考えており、今後とも、職員の勤務状況及び健康状態の把握に努めるなど、その徹底について管理者を指導していく。
- ・ 国民、道民の皆様の期待に応えるべく、北海道開発行政を一層促進し、信頼を確固たるものにしていきたく考えているので、引き続きよろしくお願いしたい。

(交渉概要)

【議題1：当部における庁舎の改善について】

○職員団体側から

- ・ 庁舎の改善について、当局の基本的な考え方を聞きたい。特に、別紙に掲げているATMの設置、公衆電話の設置、舗装修繕については、職場から改善要望として上がってきているものである。当局として、どのように措置していく考えか伺いたい。
- ・ 過去に構内の路面凍結による転倒事故の公務災害が発生している。本人の責に帰する部分もあると思うが、より安全な環境づくりを進めていくことが当局としての責任であると思うが、これに関する当局の考え方を聞きたい。

○当局側から

- ・ これまでも必要な環境整備を行っているが、今後とも緊急性等を勘案しつつ、必要な環境整備に努めたい。
- ・ 限られた予算の範囲内で、緊急性等を勘案し、取捨選択しながら、検討したい。

【議題2：当部におけるカウンセリングの着実な実施及び復職支援について】

○職員団体側から

- ・ 職員の健康管理は当局の責任であると考えているし、事業を執行する上で、大前提のものであると考えているが、当局の認識を伺いたい。
- ・ 保健安全協議会が廃止されたことについては、反対と言わざるを得ない。当局として、どう考えているかを聞きたい。
- ・ メンタルヘルス疾患は、職場環境に余裕がなく、超過勤務が発生していることも要因であると思うが、各管理者へはどのように指導しているのかを伺いたい。
- ・ 各職場の管理者は決定したことを伝えるだけで、実践するための考え方を全く示さないことに対しては不満である。また、メンタルヘルス疾患者のアフターケアや職場のフォローなどを行っていく上では、管理者側だけで考えるのではなく、職員からの意見を汲み取るようなシステム構築が重要であると考えている。そのためには、メールボックスで意見を収集するだけではなく、こういった話し合いの場が必要と考えているが、これに対する当局としての考え方を聞きたい。

○当局側から

- ・ 職員の健康管理については、各種の健康診断及び健康安全教育の実施、執務環境の点検整備などを推進し、職員の健康の保持増進の徹底を図っているところである。特にメンタルヘルス対策については、心の不調を原因として療養する職員が病気休職者の複数を占める現状にあることから、職員の勤務状況及び健康状態の把握、カウンセリング制度の活用等に努めるよう、引き続き各管理者を指導するとともに、職場におけるストレス要因の軽減、除去及び勤務環境の向上を図り、心の不調を原因とした疾病の防止に努めたい。
- ・ 保健安全協議会の廃止後においても、職員の意見を十分聴きつつ適切な職員の健康管理に努めたい。
- ・ 各管理者には日頃から職員の言動の変化に目を配り、健康状態及び勤務状況をきめ

細かく把握するとともに、職員の発症に気付いたら速やかに総務課に報告するよう指導している。また、外部カウンセラーを講師に招いた勉強会を6月と10月の2回に渡って実施しており、12月にも実施する予定である。

- ・ 職員からの意見が反映される仕組みを創りたいと考えており、職場内ミーティングを定期的の実施するよう管理職員を指導している。

【議題3：当部における障害者雇用の促進に必要な職場環境の整備について】

○職員団体側から

- ・ 一言で障害者と言っても、様々な障害を抱えている者がいる。それぞれの障害者によって対応する形は変わってくると考えるが、当局としてどのように工夫してやっているのかを聞きたい。

○当局側から

- ・ 障害者雇用に必要な環境整備については、これまでも必要な措置を講じているところであり、今後も予算等を勘案しつつ、障害者に配慮した環境整備に努めたい。

※ 文責は小樽開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

2010年10月29日

北海道開発局
小樽開発建設部長 小町谷 信彦 殿

全開発労働組合小樽支部
執行委員長 橋 本 明



2011年度勤務条件改善に関する要求書

北海道開発局に勤務する私たちは、定員削減によって厳しい定員配置の状況にありつつも、膨大な事業量消化のため、劣悪な労働条件のもと開発事業推進に日夜努めています。

つきましては、2011年度予算概算要求期にあたり、定員をはじめ、組織、級別定数、施設・機械等、職員の勤務条件を改善するための事項について、以下のとおり要求をとりまとめましたので、貴職におかれては、組合の意見を十分に聴くとともに職場実態を十分把握し、勤務条件の改善の努力をされるよう要求します。

要 求 事 項

1. 職員の超過勤務等勤務条件を改善するため、必要な定員を確保すること。
なお、当面、新たな定員削減の実施にあたっては、組合の意見を十分に聴き、一方的に実施しないこと。
2. 希望する職員全員の再任用が図られるよう努力すること。
3. 職場の要員不足を解消するため、必要な非常勤職員を雇用すること。
4. 職員の勤務条件のひとつである処遇を改善するため、以下の組織(機構)関係について改善すること。
 - ①組織の統廃合の実施にあたっては、組合の意見を十分に聴き、意見一致しないものは一方的に実施しないこと。
 - ②級別標準職務表上、北海道開発局の位置付けを上位に格付けすること。
 - ③事業に必要な課・係(事業所等含む)を新設すること。
 - ④スタッフ制を拡大すること。
 - ⑤部局企画官等を新增設すること。
 - ⑥部局専門官・開発専門職等を拡大すること。
 - ⑦主任枠を拡大すること。
5. 職員の勤務条件のひとつである処遇を改善するため、以下の級別定数関係について改善すること。
 - ①行(一)関係
 - イ. 部局課長補佐・専門官の5級枠を拡大すること。
 - ロ. 係長の4級枠を拡大すること。
 - ハ. 主任・開発専門職の3級枠を拡大すること。

②行(二)関係

イ. 現行標準職務表・資格基準表を改善し、部下数制限を撤廃すること。また、一定の号俸・経験年数に達した者は全て上位級に昇格させること。

③準職員関係

イ. 3級昇格について、発令年齢を引き下げるとともに、必要な定数を確保すること。

6. 職員の勤務条件を改善するため、別紙の庁舎・宿舍等について改善すること。

- ①新 築 (内訳別紙)
- ②増 改 築 (内訳別紙)
- ③特 別 修 繕 (内訳別紙)

7. 職員の勤務条件を改善するため、別紙の建設機械・船舶等について改善すること。

建設機械・船舶等の増強・更新を行うこと。(内訳別紙)

8. 職員の健康・安全に関わる特別健康診断経費等について改善すること。

- ①人事院規則10-4第20条及び人事院規則10-5第26条の規定に基づく特別健康診断の完全実施に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。
- ②人事院規則10-4の規定に基づく職員の身体生命の安全保持のための対策強化に必要な経費(定員職員及び非常勤職員分)を確保すること。

9. 職員の勤務条件改善のため、特殊勤務手当について改善すること。

- ①新 設 (内訳別紙)
- ②適 用 範 囲 拡 大 (内訳別紙)
- ③既適用手当の増額等 (内訳別紙)

10. 職員の勤務条件改善のため、その他の手当について改善すること。

既適用手当の増額等 (内訳別紙)

11. 職員の超過勤務等勤務条件改善のため、工事諸費等予算外について増額すること。

12. 独立行政法人土木研究所寒地土木研究所について

- ①寒地土木研究所に勤務する職員の労働条件が、北海道開発局の職員と同等に確保されるよう、指導すること。
- ②北海道開発事業推進に必要な寒地土木研究所の研究と、そのための円滑な研究体制が維持されるよう業務及び運営費交付金を確保すること。

以 上

(別紙1) 定員要求調書

支部名

小樽支部

課 所	職 員 配 置 数 (2010. 4. 1現在)					2011年度定員増加要求数			備 考
	行(一)		行(二)	準職員	合 計	行(一)		合 計	
	事 務	技 術				事 務	技 術		
工 務 課		16(1)			16(1)		2	2	
道路計画課		15(1)			15(1)		1	1	
農業開発課		15(1)			15(1)		3	3	
土地改良情報対策官		3(1)			3(1)		1	1	
小樽道路事務所									
総務課	6(2)	2(2)			8(4)	1		1	
計画課		5(1)			5(1)				
第1工務課		4(1)			4(1)		1	1	
第2工務課		9(1)			9(1)		1	1	
合 計						1	9	10	

☆ 定員要求は、行(一)職とする。 ☆ 職員配置数には、管理職員(内数)・組合専従者(別記、外数①等と記入)も含めること。

☆ 再任用数は備考欄に外数で記入すること(事務①等)

(別紙2) 機械・船舶等要求調書

支部名

小樽支部

機 械 名	規 格	配 置 個 所	増・更別		被更新対象機械		増強・更新の理由	要求区分		部局協議 状 況	備 考
			増強	更新	規 格	管理番号		新規	継続		
連絡車	4×4 ステーションワゴン	小樽開発建設部		○	4×4 5人	13-7	経年使用による老朽化のため		⑱		
連絡車	4×4 ステーションワゴン	小樽開発建設部		○	4×4 5人	13-9	経年使用による老朽化のため		⑱		
連絡車	4×4 ステーションワゴン	小樽開発建設部		○	4×4 5人	13-10	経年使用による老朽化のため		⑱		
連絡車	4×4 ステーションワゴン	小樽開発建設部		○	4×4 5人	14-75	経年使用による老朽化のため	○			
連絡車	4×4 ステーションワゴン	小樽開発建設部		○	4×4 5人	15-73	経年使用による老朽化のため		⑳		
連絡車	4×4 ステーションワゴン	小樽港湾事務所		○	4×4 5人	12-401	経年使用による老朽化のため		⑳		
散水車	5300L、下水管清掃装置付	小樽道路事務所		○	5300L、下水管清掃装置付	07-1134	経年使用による老朽化のため		⑳		
除雪トラック	10tIG	小樽道路事務所		○	10tIG	06-2108	経年使用による老朽化のため		⑳		
除雪トラック	10tIG	小樽道路事務所		○	10tIG	07-2108	経年使用による老朽化のため	○			
除雪トラック	10tIG	小樽道路事務所		○	10tIG	07-2121	経年使用による老朽化のため	○			
除雪トラック	10tIG 4×4	岩内道路事務所		○	10tIG 4×4	08-2100	経年使用による老朽化のため	○			
除雪グレーダ→除雪トラック	10tIG	小樽道路事務所		○	4.3m級、高速型	06-2140	経年使用による老朽化および適正配置のため		⑳		
凍結防止剤散布車	湿式、4.0m3、4×4	小樽道路事務所		○	湿式、2.5m3、4×4	07-2164	経年使用による老朽化のため		⑳		
凍結防止剤散布車	湿式、4.0m3、6×6	小樽道路事務所		○	湿式、2.5m3、4×4	09-2166	経年使用による老朽化のため	○			
凍結防止剤散布車	湿式、4.0m3、4×4	小樽道路事務所		○	湿式、2.5m3、4×4	09-2168	経年使用による老朽化のため	○			
ロータリー除雪車	一車線積込型	小樽道路事務所		○	一車線積込型	08-2145	経年使用による老朽化のため	○			
ロータリー除雪車	2.2m級	岩内道路事務所		○	2.2m級	08-2142	経年使用による老朽化のため	○			
除雪ドーザ	13TU	小樽道路事務所		○	13TU	07-2154	経年使用による老朽化のため	○			

☆ 機械名ごとに連続してとりまとめること。 ☆ 要求区分で、継続の場合は要求初年度を記入すること（例～②等）

☆ 部局協議状況は、○×で記入する。特にコメントがある場合は備考に記入する。 ☆ 更新機械については、備考に走行距離数等を記入。

(別紙 3 ～ 1) 施設改善要求調書 (区分) 官庁営繕

支部名 小樽支部

課 所	改善区分	要 求 内 容	要 求 額	要 求 理 由	要求区分		備 考 協議状況など
					新規	継続	
小樽開発建設部	新設	ATM の設置		近年現金の扱いではなく口座振込が基本となりつつあることから、本部・事務所共近くに ATM がなくて不便であるため。		⑱	
小樽開発建設部	新設	公衆電話		NTT 負担でない公衆電話(ピンク電話)を設置して欲しい。	○		
小樽開発建設部	補修	舗装補修		本部庁舎前正面玄関前及び通路等に水たまりができるので改善して欲しい。		㉑	

☆ 改善区分には、新築・増築・補修・模様替・新設・増設等を記入。 ☆ 要求区分で継続の場合は、要求初年度を記入（例～㉒等）

(別紙 3 ～ 3) 施設改善要求調書 (区分) 宿 舎

支部名

小樽支部

宿舎名 所在地	改善区分	建築 年次	戸数	要 求 内 容	要 求 額	要 求 理 由	要求区分		備 考 協議状況など
							新規	継続	
若竹町 1 6 番宿舎 小樽市若竹町 1 6 番 2 5 号	補修	S53	6	・ 玄関・駐車場の舗装		通路のみの舗装のため駐車ス ペースの舗装を。		⑬	
						玄関前に水たまりが出来、出 入りに支障が出る。			
若竹町 3 1 番宿舎 小樽市若竹町 3 1 番	補修	H2	12	・ 内装の更新		同一宿舎の中で壁紙が更新されていな いため、衛生的にも更新して欲しい。	○		
				・ 舗装補修		駐車場入り口付近段差が激しく補修し て欲しい。カラス等によるゴミの散乱 がひどく、環境面からもゴミステーションの 設置を求める。			
				・ ゴミステーションの設置					
若竹町 1 2 番宿舎 小樽市若竹町 1 2 番	補修	S45	16	・ 風呂のユニット化		ユニット化されていないため		⑮	
新光町宿舎 小樽市新光 4 丁目 2 7 番地	補修	S46	20	・ 換気扇の設置		悪臭が抜けないため。	○		
桜 2 丁目 7 番宿舎 (0 9 1) 小樽市桜 2 丁目 7 番	補修	S54	8	・ トイレにコンセントの設置		冬季に寒さ対策のため。		⑯	
				・ 換気扇の交換		換気扇の故障。		⑯	
				・ 風呂床のコーティング		床面部の劣化。		⑯	
				・ 洗面台の交換		洗面台の劣化。		⑯	

☆ 改善区分には、新築・増築・補修・模様替・新設・増設等を記入。 ☆ 要求区分で継続の場合は、要求初年度を記入（例～②等）

(別紙 3 ～ 3) 施設改善要求調書 (区分) 宿 舎

支部名

小樽支部

[illegible]

☆ 改善区分には、新築・増築・補修・模様替・新設・増設等を記入。 ☆ 要求区分で継続の場合は、要求初年度を記入（例～②等）

(別紙4) 組織(機構)要求調書

支部名

小樽支部

現 行	要 求	要 求 理 由	備 考・部局協議状況
【農業開発課】 農業開発課長 — 企画調査係 課長補佐 調査計画係 — 主任 農業設計官 事業管理係 開発専門職2 第1建設係 — 主任 第2建設係 施設保全係	農業開発課長 — 企画調査係 課長補佐 調査計画係 — 主任 農業設計官 事業管理係 開発専門職2 第1建設係 — 主任 第2建設係 施設保全係	施設保全調査の重要性が高まっており充実させるため、農業設計専門官と主任を増設したい。 農地再編整備事業地区調査の充実を図るために、農業再編整備対策官と主任を増設したい。	
【土地改良情報対策官】 土地改良情報対策官 — 土地改良情報係 農業調査専門官	土地改良情報対策官 — 土地改良情報係 — 主任 農業調査専門官	営農・効果調査を充実させるため、主任を増設したい。	
工務課】 工務課長 — 課長補佐(2) 流域計画官 河川係 道路情報計画官 道路維持補修係 治水専門官 交通管理係 道路維持専門官 道路防災係 交通対策専門官	工務課長 — 課長補佐(2) ○開発専門職(2) 流域計画官 河川係 道路情報計画官 道路維持補修係 治水専門官 交通管理係 道路維持専門官 道路防災係 交通対策専門官	道路構造係及び道路防災係が、係長1名体制であり、業務量が増大していること、新入札制度により技術提案審査業務の増加と、設計審査係廃止に伴う事業家審査の重要性が増し、係長の負担増加のため、開発専門職を要求する。	

☆ 新設・変更等の組織が明らかになるように記入すること。(凡例～ ○新設 △振替増 ▲振替減 ×廃止)

(別紙 4) 組織 (機構) 要求調書

小樽支部

現 行	要 求	要 求 理 由	備 考 ・ 部 局 協 議 状 況
【岩内道路事務所】 庶務課長 開発専門職 2 庶務係 管理係	庶務課長 — ○専門官 — 開発専門職 2 — 庶務係 — 管理係	経理系の廃止による組織要求。 契約担当としての専門官をつける、 開発専門職は、本部経理の窓口・ 連絡体制と、管理担当として必要。	
【岩内道路事務所】 工務課長 開発専門職 2 第 1 工務係 第 2 工務係	工務課長 開発専門職 2 第 1 工務係 第 2 工務係 ○第 3 工務係	岩内共和道路が本格着工となり、 また他事業もあるので、業務量が 増加するため。	

☆ 新設・変更等の組織が明らかになるように記入すること。 (凡例～ ○新設 △振替増 ▲振替減 ×廃止)

(別紙5) 特殊勤務手当等要求調書

支部名

小樽支部

手 当 の 名 称	要 求 区 分	要 求 理 由	対 象 課 所	備 考
苦情処理対応手当	継続	勤務時間を問わず、地域住民対応が頻繁にあることと、その内容が道路管理等多岐にわたり、さらに近年特に苦情件数が著しく増加しているため、心身共に大きな負担となっている。	管理課 各事務所管理係・維持課	
管理交渉手当	継続	勤務時間内外問わず部外者との対応が非常に多いこと、また適正化業務を行うにあたり、不法占用している者との交渉もあるため、心身共に負担が大きく今後もさらに交渉が増えると予想されるため。	管理課 各事務所管理係	
用地交渉手当	継続 適用範囲の拡大	用地交渉業務の困難度や特殊性を考慮し、1日当たりの支給ではなく1交渉当たりの支給を求める。	用地課	

☆ 要求区分には、新設・適用範囲の拡大・増額 等の別を記入すること。

☆ 要求理由については、対象業務、作業の実態（危険・不快・困難度）、特殊性、頻度等を具体的に記入すること。

2010年10月29日

北海道開発局

小樽開発建設部長

小町谷 信彦 殿

全開発労働組合小樽支部

執行委員長 橋 本

明



2010年 人事院勧告に関する要求書

私たちは春闘段階から公務員連絡会を通じ、賃金引き上げをはじめとした生活改善を求めてきましたが、人事院勧告期を迎えるにあたり、公務員連絡会の最低ぎりぎりとする要求事項を踏まえ、以下の要求をとりまとめました。

貴職におかれましては、これらの課題について理解され、誠意を持って早期の解決にあたられるよう要求します。

要 求 事 項

〈賃金要求について〉

1. 月例給与について

2010年度の給与改定に当たっては、公平・公正な官民比較に基づき、公務員労働者の月例給与の水準を維持するよう人事院に働きかけること。

2. 一時金について

一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、公務員労働者の生活を防衛するために必要な支給月数を確保するよう人事院に働きかけること。

3. 諸手当について

①民間の時間外労働手当等の精確な把握に基づいて、超過勤務手当の割増率を上げるとともに、1か月当たり60時間を超える超過勤務時間を算出する場合において日曜日等の超過勤務時間を算入するよう改めるよう人事院に働きかけること。

②諸手当の改善については、官民較差の見通しを踏まえ、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて勧告作業を進めるよう人事院に働きかけること。

5. 給与構造改革終了後の検討事項等について

①給与構造改革が本年度で終了したことを踏まえ、その進展状況について慎重な検証を行うこととし、地域別官民給与比較の方法、公表のあり方については、公務員連絡会と十分交渉・協議を行い、合意に基づいて進めるよう人事院に働きかけること。

②経過措置が段階的に解消することによって生じる制度改正原資の活用方法については、公務員連絡会と十分交渉・協議するよう人事院に働きかけること。

〈労働諸条件の改善について〉

1. 労働時間の短縮及び休暇について

①本府省における在庁時間削減の取り組み状況及び他律的業務を含む目安時間の設定、遵守状況を調査し、公務員連絡会にその結果を報告すること。それに基づき、厳格な勤務時間管理と実効性ある超過勤務縮減策を取りまとめ、直ちに実施するよう人事院に働きかけること。

②病気休暇制度や運用のあり方等の検討に当たっては、公務員連絡会と十分交渉・協議、合意するよう人事院に働きかけること。

2. 男女平等の公務職場の実現について

①「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施に向けた指導、メンター制度の実効性確保に向けて必要な取り組みを行うよう人事院に働きかけること。

②育児休業及び育児のための短時間勤務について、数値目標を設定した男性取得の促進策を取りまとめるよう人事院に働きかけること。

3. 新たな高齢者雇用施策について

①新たな高齢者雇用施策については、65歳までの段階的定年延長を実現するための「意見の申出」を2010年中のできるだけ早期に行うこととし、勧告時に「制度の骨格」を報告するよう人事院に働きかけること。

②新たな施策の実施に関わる給与体系・水準のあり方を含め、具体的な施策の内容について、公務員連絡会と十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて検討作業を進めるよう人事院に働きかけること。

4. 福利厚生施設について

メンタルヘルスに問題を抱える職員が増加していることから、「職員の心の健康づくりのための指針」等に基づいた心の健康診断カウンセリングの着実な実施や復職支援施策の拡充・強化を図ること。

〈非常勤職員等の制度及び処遇改善について〉

1. 「非常勤職員給与ガイドライン」の実施状況を点検し、その遵守を徹底するよう人事院に働きかけること。

2. 日々雇用非常勤職員制度に代わる新たな仕組みをできるだけ早く実施するよう人事院に働きかけること。

3. 非常勤職員に育児休業及び介護休暇を適用するための「意見の申出」を行うよう人事院に働きかけること。

4. 非常勤職員制度の抜本的な改善に向けた検討に着手することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議しながら、作業を進めるよう人事院に働きかけること。

〈その他の事項について〉

公務職場に外国人の採用、障害者雇用を促進すること。そのために必要な職場環境の整備を行うこと。